



ŌMIYA NEWS



No.33

2023年9月7日

JR 東労組大宮地本

大地申第1号

「JR東労組大宮地本第24回定期大会」の発言に基づく申し入れ

8月31日(木)
10:00~開催

団体交渉を開催！

1. さいたま車掌区において7月の勤務発表時に年休の前日に示された勤務の退勤時刻が遅く、その日に退勤出来ない組合員から「通勤の帰宅のバスに間に合わない」と管理者に相談すると「職場に泊まれば良い」「変番は出来ない」という管理者の発言からも、36協定締結時の労使の議論経過が職場に浸透していない事が明らかであるため、改めて職場管理者への指導を徹底すること。

今回の交渉の3つのポイント！

- ◆会社に通勤経路(バス利用)を伝えていた。
- ◆会社は通勤経路を考慮した勤務指定しなかった。
- ◆勤務発表後、本人が管理者に相談しても「私的な理由では勤務変更できない」と対応しなかった。

解説: 組合員 A さんは年休を取得した前日に指定された勤務が11:31~21:08 だったため、最寄り駅からのバスがなく帰れない事象が発生。そのため「帰れる勤務に変更してほしい」と管理者に申し出たところ、「勤務変更のルールがあるからできない」と返答される。



ここまで伝えても
勤務変更されないの!?

社員の生活に配慮し、誠実に対応せよ！